

職員給与規程

第1章 総則

(目的)

第1条 有限会社SHIPMAN（以下「当社」という。）就業規則第56条の規定により、職員に支給する給与については、この規程の定めるところによる。

第2章 一般職員に関する給与

(適用範囲)

第2条 本章は職員のうち、組織規程第6条に規定する部長、課長、（以下「役付職員」という。）を除く職員（以下「一般職員」という。）を対象に支給する給与について定める。

(給与の区分)

第3条 一般職員の給与は、次の区分により支給する。

- (1) 基本給は、本俸（本給及び調整給）とする。
- (2) 諸手当は、時間外勤務手当、及び特別手当とする。

(本俸)

第4条 本俸は、月額とし、別に定める本俸基準表による。

第5条 一般職員の受ける本俸は、その職務の複雑、困難及び責任の度並びにその者の経歴、経験等を考慮して決定する。

(時間外勤務手当)

第6条 時間外勤務手当は、所属長の命令により勤務時間外又は休日に勤務をした職員に対して支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、勤務時間外又は休日に勤務した全時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げる）に対して、次の算出方法により算出した額とする。

- (1) 時間外労働（午後5時より午後6時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{173.5} \times 1.0$$

- (2) 時間外労働（午前5時より午前9時及び午後6時より午後10時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{時間外労働時間}}{173.5} \times 1.25$$

- (3) 深夜労働（午後10時より翌日午前5時まで）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{深夜労働時間}}{173.5} \times 1.5$$

(4) 休日労働（代休なき場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{173.5} \times 1.35$$

(5) 休日労働（代休をとった場合）

$$\frac{\text{給与月額} \times \text{休日労働時間}}{173.5} \times 0.35$$

3 前項の給与月額は、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める割増賃金の基礎となる賃金に算入しない賃金の額を控除した額とする。

（特別手当）

第7条 特別手当は、原則として毎年2回概ね6月及び12月に予算の範囲内で財団が決定し支給することができる。

2 前項の特別手当の支給細目は、別に定める。

3 特別手当は、その支給日において在籍している一般職員に対し支給する。

（昇給）

第8条 一般職員が現に受けている本俸の額を受けるに至った時から12月を下らない期間を良好成績で勤務したときは、その成績の程度に応じて別に定める額を昇給させることができる。

（昇給の特例）

第9条 昇給の時期以外の時期において、新たに採用された一般職員の昇給については、前条に定める期間にかかわらず、採用後の最初の昇給の時期において、昇給させることができる。この場合における昇給の額は、その経過月数に応じて調整した額とする。

（昇給の時期）

第10条 一般職員の昇給の時期は、原則として毎年10月1日とする。

（給与の支給日及び支給方法）

第11条 給与（特別手当を除く）の支給日は、毎月10日（その日が休日に当たるときは、その前日において、その日に最も近い休日でない日）とし、前月の初日から末日までの間の給与を支給する。

2 給与は、法令に基づきその一般職員の給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を本人に支給する。

3 基本給又は諸手当について支給要件に変更が生じた場合は、第1項の支給日によらないことができる。

（賃金の日割計算）

第12条 給与計算期間の途中に入社、欠勤、休職、復職、解雇、退職した者及び本俸の額等に変更があった者に支給するその月の本俸、役職手当、通勤手当、諸手当の額は、日割計算により算出した額とする。

(本俸の減額)

第13条 一般職員が欠勤、遅参、早退等（就業規則第12条第2項の規定により許可を受けた場合を除く。）により勤務しなかった日又は時間があるときは、当該勤務しなかった日につき日割計算により算出した本俸の額又は1時間当たりの本俸の額（当該月の本俸月額を173.5で除して得た額）に当該勤務しなかった時間数を乗じて得た額をその職員の給与から減額する。ただしやむを得ない事由があると認められるときは、この限りではない。

第3章 役付職員に関する給与

(適用範囲)

第14条 本章は、役付職員を対象に支給する給与について定める。

(支給形態)

第15条 役付職員の給与は一般職員に準じる。

(端数の処理)

第16条 この規程の定めるところによる給与計算において生じた円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。